

令和2年度 守口市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度守口市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化人口	143,900人			
(2) 年間総処理水量	25,730,000m <sup>3</sup>			
(3) 年間有収水量	15,636,000m <sup>3</sup>			
(4) 主要な建設改良事業	管渠整備事業	工事費等	1,516,061千円	管渠更新工事等
	ポンプ場整備事業	工事費等	430,646千円	ポンプ場設備更新工事等
	処理場整備事業	工事費等	394,386千円	処理場設備更新工事等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		4,516,809千円
第1項 営業収益		3,684,139千円
第2項 営業外収益		832,660千円
第3項 特別利益		10千円

		支	出
第1款	下水道事業費用		3,929,052千円
第1項	営業費用		3,670,532千円
第2項	営業外費用		255,020千円
第3項	特別損失		3,000千円
第4項	予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,347,765千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,926千円、過年度分損益勘定留保資金1,035,593千円、減債積立金285,246千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		2,229,362千円
第1項	企業債		1,655,700千円
第2項	他会計負担金		55,062千円
第3項	国庫補助金		518,500千円
第4項	負担金等		100千円

		支	出
第1款	資本的支出		3,577,127千円
第1項	建設改良費		2,341,093千円
第2項	固定資産購入費		231,034千円
第3項	企業債償還金		1,005,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	八雲ポンプ場汚水 ポンプ No.3 電動 機整備工事	千円 14,850	令和2年度	千円 5,940
				令和3年度	8,910

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
ストックマネジメント計画更新事業	令和4年度まで	187,914 千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				
				資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還方法	そ の 他
下水道施設整備事業	1,490,800千円	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年 7.0% 以 内	政 府	40年 以 内	5年以内	年賦又は 半年賦 元利均等 元金均等	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合その条件に従うことができる。 ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。 なお、起債前借又は翌年度に繰越して借入れることができる。
寝屋川北部流域 下水道事業	164,900千円			地 方 公 共 団 体 金 融 機 構				
合 計	1,655,700千円			そ の 他				

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失
- (2) 建設改良費、固定資産購入費及び企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 531,311千円

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち400,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 400,000千円

令和2年2月20日提出

守口市長 西端 勝樹